

北海道運輸局各運輸支局

首席運輸企画専門官（（企画）輸送・監査担当） 殿

北海道運輸局自動車交通部旅客第二課長

新型コロナウイルス感染拡大を受けての一般乗用旅客自動車運送事業における
期間を限定する休車の取扱いについて（特例措置）

一般乗用旅客自動車運送事業については、道路運送法第16条第1項の規定により、「天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければならない」こととされている。一方、今般の新型コロナウイルスによる需要の急減に伴う事業への深刻な影響により、非稼働となる車両の不必要な維持コストを抑制するとともに、需要が回復した際に迅速に輸送供給力を回復できるような柔軟な運用が求められており、北海道運輸局においても「やむを得ない事由」に該当するものとして、事業計画の変更を要しない休車の特例措置（以下、「臨時休車」という。）を講じているところである。

今般、自動車局旅客課長より臨時休車の取扱いについて、事務連絡があったので、本取扱を一部改正し下記のとおり取り扱うこととするので了知されたい。

記

1. 対象となる事業

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）

2. 対象となる事業用自動車

臨時休車の適用を受けようとする事業者が保有しているすべての事業用自動車

3. 必要な手続き

臨時休車を実施する営業所を管轄する運輸支局に別添の休車リスト（以下、リスト）に必要事項を記載させ、事前に提出させることとする。（FAXによる提出も可能とする）

4. 注意事項

（1）リストの提出により、道路運送法第5条1項3号に定める事業計画（営業所ごとに配置する

事業用自動車の数)に変更は生じないものとする。

(2) リスト掲載車両については、道路運送車両法に規定する一時抹消登録等を認める。

なお、一時抹消登録等を行わない車両(以下、「休車手続車両」という。)については、認可車庫にて引き続き車両管理を行うこととする。

(3) 休車手続車両については、旅客自動車運送事業運輸規則第19条の2に規定する「事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償する措置」及び道路運送車両法第48条に規定する定期点検については、特例としてその措置を必ずしも求めるものではない(事業者の任意とする)。

(4) 休車手続車両については、自動車検査証の有効期間が満了した状態で保有することを認めることとする。

(5) 当該営業所の車両全てをリストに掲載し、提出することは認めない。この場合にあつては、道路運送法に基づく手続き(営業所廃止・減車・事業休廃止等)を行うこととする。

(6) リスト提出後、リストに変更が生じる時は、変更後のリストを提出させることとする。

(7) 臨時休車する車両は、休車している期間は輸送実績における実在車両数から除くものとする。

(8) 事業譲渡する場合は、車両の一部に臨時休車した車両が含まれていても差し支えないこととする。

5. 休車終了時及び適用期間経過時の取扱い

(1) 休車終了時には、車検切れ、自賠償保険未加入、任意保険未加入とならないように確認させ、さらに法定点検及び車両整備等必要な措置を行った上で車両を通常使用させることとする。また、運輸規則第35条に基づき、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任することとする。

(2) 全ての休車終了時及び適用期間経過時には、上記(1)の措置を実施し、その後、完了リストを提出させること。

6. 準特定地域に指定された地域における臨時休車の取扱い

令和2年度及び令和3年度に準特定地域に指定された地域(特定地域から移行した地域は含まない。)を対象として、令和2年3月31日から当該地域が準特定地域に指定されるまでの間に減車した車両数を限度として、臨時休車の期限(令和4年3月31日)までに当該減車した車両を臨時休車に切り替える手続を行ったものについては、当該車両が事業計画上の車庫に収容できることを確認できるものに限り、臨時休車したものとみなすこととする。

7. 本取扱いの適用期間

令和4年3月31日までとする。なお、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ適用期間を伸長することがある。

また、適用期間経過後は、令和6年3月31日までに通常使用できるように措置することとする。なお、一時抹消登録等を行った車両とは別の車両を通常使用とする場合は、代替届を提出させることとする。

一時抹消登録等を実施した場合、事業者は令和6年3月31日までに5.(1)の措置及び新規登録を行う必要がある。しかし、やむを得ない事情によりこれらの手続きを事業者が行うことができない場合には、道路運送法上の減車手続き等を要する。

また、最低車両数を下回っている場合には、最低車両数を満たせない理由等を運輸支局に申し出させるとともに、理由等の内容により、所要の手続きを行わせることとする。

附 則（令和2年4月3日付け一部改正）

令和2年4月3日に提出されるリストから本取扱いを適用する。なお、従前の取扱いによりリストを提出した事業者については、変更が無い限り再提出不要とする。ただし、一時抹消登録等を行うこととした場合には、本取扱いにより、再提出させることとする。

附 則（令和2年8月19日付け一部改正）

この事務連絡は、令和2年8月19日から適用する。なお、従前の取扱いによりリストを提出した事業者については、変更が無い限り再提出不要とする。

附 則（令和2年11月19日付け一部改正）

この事務連絡は、令和2年11月19日から適用する。なお、従前の取扱いによりリストを提出した事業者については、変更が無い限り再提出不要とする。

附 則（令和3年2月12日付け一部改正）

この事務連絡は、令和3年2月12日から適用する。なお、従前の取扱いによりリストを提出した事業者については、変更が無い限り再提出不要とする。

附 則（令和3年4月14日付け一部改正）

この事務連絡は、令和3年4月14日から適用する。なお、従前の取扱いによりリストを提出した事業者については、変更が無い限り再提出不要とする。

附 則（令和3年7月15日付け一部改正）

この事務連絡は、令和3年7月15日から適用する。なお、従前の取扱いによりリストを提出した事業者については、変更が無い限り再提出不要とする。

附 則（令和3年10月19日付け一部改正）

この事務連絡は、令和3年10月19日から適用する。なお、従前の取扱いによりリストを提出した事業者については、変更が無い限り再提出不要とする。

附 則（令和3年12月14日付け一部改正）

この事務連絡は、令和3年12月14日から適用する。

附 則（令和4年2月7日付け一部改正）

この事務連絡は、令和4年2月7日から適用する。